

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第3988465号
(P3988465)

(45) 発行日 平成19年10月10日(2007.10.10)

(24) 登録日 平成19年7月27日(2007.7.27)

(51) Int. Cl.	F I
B 6 5 D 25/20 (2006.01)	B 6 5 D 25/20 A
B 6 5 D 53/08 (2006.01)	B 6 5 D 53/08
B 6 5 D 51/18 (2006.01)	B 6 5 D 51/18 Z
B 6 5 D 3/00 (2006.01)	B 6 5 D 3/00 Z

請求項の数 4 (全 6 頁)

(21) 出願番号	特願2002-4336 (P2002-4336)	(73) 特許権者	000003193 凸版印刷株式会社
(22) 出願日	平成14年1月11日(2002.1.11)		東京都台東区台東1丁目5番1号
(65) 公開番号	特開2003-205965 (P2003-205965A)	(72) 発明者	大久保 伸一
(43) 公開日	平成15年7月22日(2003.7.22)		東京都台東区台東1丁目5番1号 凸版印刷株式会社内
審査請求日	平成16年12月16日(2004.12.16)	審査官	倉田 和博
		(56) 参考文献	実開昭63-023239 (JP, U) 特開平09-039937 (JP, A) 登録実用新案第3051423 (JP, U)

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 飲料容器

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

飲料用缶と、飲料用缶に装着可能な二つのコップからなる飲料容器であって、前記コップはそれぞれが対向する方向から開口部が密接するように前記飲料用缶に装着されており、二つのコップの内側空間に飲料用缶が密封されてなり、前記飲料用缶の飲み口部を閉鎖する飲み口閉鎖具の端部が、前記二つのコップの密接された開口部から外側に露出するように設けられていることを特徴とする飲料容器。

【請求項2】

前記コップの内側空間が底に近づくと従って飲料用缶の外形形状より狭く成型され、前記コップの内側空間が飲料用缶に圧接することを特徴とする請求項1記載の飲料容器。

【請求項3】

前記飲料用缶が紙を主材料とした基材から構成されることを特徴とする請求項1又は2記載の飲料容器。

【請求項4】

前記コップが紙を主材料とした基材から構成されることを特徴とする請求項3記載の飲料容器。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、お酒や清涼飲料水などの飲料用缶にコップを付けた飲料容器に関する。

10

20

【 0 0 0 2 】

【 従来 の 技 術 】

従来から、飲料用缶にコップを取付けた飲料容器が用いられている。例えば、実公昭 8 - 2 3 9 3 号や実開平 1 1 - 2 2 7 8 1 1 号にはコップを一体に取付けた飲料容器が開示されている。これらは携帯に便利で、かつ飲み口がカバーされているため衛生的な飲料容器を提供することを可能とするものである。

【 0 0 0 3 】

【 発 明 が 解 決 し よ う と す る 課 題 】

しかしながら、従来の飲料容器は一つのコップしか付いていないので、複数の人間で飲料を飲もうとした場合に不便である。

また流通の過程等で、コップが簡単に外れないようになっていることが好ましいが、近年用いられるようになった紙の基材を主材料とした飲料用缶のようなものでは、基材の成型自由度が低いため、アルミ等の金属缶や P E T 等のプラスチック容器のように段差部やネジ部を設けてコップを固着することが困難であるという問題点がある。

本発明は、このような従来の飲料用容器の問題点を解決した飲料用容器を提供することを目的としている。

【 0 0 0 4 】

【 発 明 を 解 決 す る た め の 手 段 】

請求項 1 に記載の発明は、飲料用缶と、飲料用缶に装着可能な二つのコップからなる飲料容器であって、前記コップはそれぞれが対向する方向から開口部が密接するように前記飲料用缶に装着されており、二つのコップの内側空間に飲料用缶が密封されてなり、前記飲料用缶の飲み口部を閉鎖する飲み口閉鎖具の端部が、前記二つのコップの密接された開口部から外側に露出するように設けられていることを特徴とする飲料容器である。

【 0 0 0 5 】

請求項 2 に記載の発明は、前記コップの内側空間が底に近づくに従って飲料用缶の外形形状より狭く成型され、前記コップの内側空間が飲料用缶に圧接することを特徴とする請求項 1 記載の飲料容器である。

【 0 0 0 6 】

請求項 3 記載の発明は、前記飲料用缶が紙を主材料とした基材から構成されることを特徴とする請求項 1 又は 2 記載の飲料容器である。

【 0 0 0 7 】

請求項 4 記載の発明は、前記コップが紙を主材料とした基材から構成されることを特徴とする請求項 3 記載の飲料容器である。

【 0 0 0 8 】

【 発 明 の 実 施 の 形 態 】

以下、本発明の飲料用容器の一実施形態を、図面を参照して詳細に説明する。図 1 は、本発明に係る飲料用容器の一実施形態の説明図である。飲料容器 1 は、飲料用缶 1 1 と二つのコップ 1 2 , 1 3 とからなるものである。

【 0 0 0 9 】

コップ 1 2 , 1 3 の内側が筒型の飲料用缶 1 1 の外形形状と略一致する形状となっており、飲料用缶の飲み口側とその反対側から対向するように飲料用缶に装着される。コップ 1 2 , 1 3 の形状は必ずしも同じでなくてもよいが、開口部 1 4 , 1 5 の大きさ（直径）が同じで、両者を飲料用缶 1 1 に装着した際に少なくとも飲料用缶を完全に内包できる大きさが必要である。このようにすることで、飲料用缶 1 1 およびコップ 1 2 , 1 3 の内面を外気にさらすことがなくなるので衛生的である。また、コップ 1 2 , 1 3 によって飲料用缶 1 1 がカバーされることによるため耐衝撃性が向上するとともに、万が一飲料用缶 1 1 から内容物が漏れ出したような場合であっても、コップ 1 2 , 1 3 によって密封されているため飲料容器 1 1 外に内容物が漏れることを防ぐことができる。

また、コップ 1 2 , 1 3 を装着しても無駄な空間が生じないので、飲料用缶 1 1 単独の場合とほぼ同様に輸送や保管を行なうことができる。

10

20

30

40

50

【0010】

コップ12, 13の飲料用缶11への装着は、コップ12, 13の内側空間が底に近づくにしたがって飲料用缶11の外形形状より若干狭くなるよう成型しておけば、コップ12, 13が装着されるにしたがってコップ2, 3の内側空間が飲料用缶11に圧接していき、両者が固着されるので、輸送時等でもコップ12, 13が飲料用缶11から外れないものとなる。また、上記のようにコップ12, 13の内側空間を飲料用缶11の圧接させる方法に加えて、開口部14, 15をテープを用いたり熱シールにより接着する方法等を適宜採用することができる。

【0011】

飲料用缶11とコップ12, 13の材料としては、プラスチックや金属等を任意のものが採用可能だが、紙を主材料とするものを用いれば焼却時に有害物質を出さないので環境保護の観点から望ましい。特に本発明の飲料容器は、飲料用缶11を紙を主材料とする基材で作成した場合に、コップ12, 13を飲料用缶11に装着するのに、螺旋や段差部等を用いなくとも良いというメリットがある。

10

【0012】

飲料用缶11を、紙を主材料とした基材で構成する場合について説明する。この場合、例えば図2に示すように胴部材21、飲み口部23を有する天部材24、底部材25とをそれぞれ紙を主体とした基材で作成し、これらを熱融着した構成となっている。また、飲み口部23は飲料の充填後、飲み口閉鎖部としてのタブシール22で密封される。

【0013】

基材として使用される積層材料は合成樹脂、紙層、金属箔層、金属蒸着薄膜層などを積層してなるものであり、例えば、容器外方から内方にかけて板紙層/ポリエチレン層/二軸延伸ポリエチレンテレフタレートフィルム層/酸化ケイ素蒸着薄膜層を積層した材料を用いることができる。この紙容器の飲み口部23の内周端面には、液状の内容物が染み込まないように工夫されているが、この構造については特公平6-49496号公報、特開平8-143032号公報等に記載の技術を適宜用いることができる。

20

【0014】

図3は他の実施形態の飲料容器の説明図である。飲み口部23を閉鎖するタブシール22の端部26を、前記コップ12, 13の密接された開口部からその端部が外側に露出するように延設させておく。コップ12, 13を使用する際には、接合部16から外部に露出している端部26を引っ張り、テープや熱ヒートされた接合部16を切り離す。このように端部26を利用することで、コップ12, 13を容易に分離することができる。

30

【0015】

なお、いずれの実施形態もコップを二つ用いる例を説明したが、これに限られるものではなく、例えば一方又は両方の側のコップに二つ以上のコップを重ねて飲料用缶11に装着するようにしてもよい。また、飲料用缶とコップは円筒形のものに限られるものではなく、例えば断面が矩形であるものなど、様々な形状を採用することができる。更に、飲料用缶11とコップ12, 13の装着方法や、コップ12とコップ13の接合方法も上記の方法に限られるものではない。

【0016】

【発明の効果】

請求項1に記載の発明によれば、飲料用缶に二つのコップが装着されているので、複数の人間で飲料を楽しむことができる。また、飲料用缶の飲み口がコップにカバーされているので衛生的である。更に、二つのコップで飲料用缶全体をカバーされ保護されているので耐衝撃性等が向上した丈夫な容器を提供できる。しかも、飲み口閉鎖部の端部を利用してコップの取り外しを容易に行うことが可能である。特に、コップを熱シールやテープ等で接合した場合に、接合部の取り外しを容易に行うことができる。

40

【0017】

請求項2に記載の発明によれば、二つのコップの形が工夫されているので、二つのコップの内側空間が飲料用缶に圧接されて固着するため、輸送時等でもコップが飲料用缶から外

50

れないものとなる。

【 0 0 1 8 】

請求項 3 に記載の発明によれば、複数の人間で飲料を楽しむことができるだけでなく、飲料用缶とコップが紙を主材料とした基材から構成されているので、軽量かつリサイクル可能な自然環境にやさしい飲料容器を提供することができる。特に、飲料用缶全体がコップでカバーされているので、これまでの紙製容器に比べて丈夫な容器を提供できる。また、螺旋部等の取付部を飲料用缶に設けなくてもコップの装着が容易に行なえる。

【 0 0 1 9 】

請求項 4 に記載の発明によれば、複数の人間で飲料を楽しむことができるだけでなく、飲料用缶とコップが紙を主材料とした基材から構成されているので、軽量かつリサイクル可能な自然環境にやさしい飲料容器を提供することができる。特に、飲料用缶全体がコップでカバーされているので、これまでの紙製容器に比べて丈夫な容器を提供できる。また、螺旋部等の取付部を設けなくても、飲料用缶にコップを装着することができ、コップを熱シールやテープ等で接合することも可能である。

【 図面の簡単な説明 】

【 図 1 】本発明の一実施形態の飲料容器を示すもので、(イ)は容器とコップを分離した状態の容器外観を示す説明図、(ロ)はコップを容器に装着した状態の容器外観を示す説明図である。

【 図 2 】飲料用缶を示すもので、(イ)は外観を示す説明図、(ロ)は断面を示す説明図である。

【 図 3 】本発明の他の実施形態の飲料容器を示すもので、(イ)は容器とコップを分離した状態の容器外観を示す説明図、(ロ)はコップを容器に装着した状態の容器外観を示す説明図である。

【 符号の説明 】

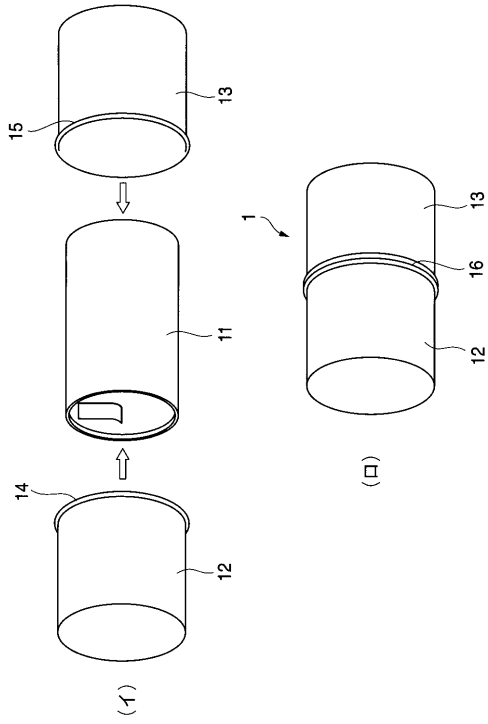
- 1 …… 飲料容器
- 1 1 …… 飲料用缶
- 1 2 …… コップ
- 1 3 …… コップ
- 1 4 …… 開口部
- 1 5 …… 開口部
- 1 6 …… 接合部
- 2 1 …… 胴部材
- 2 2 …… タブシール
- 2 3 …… 飲み口部
- 2 4 …… 天部材
- 2 5 …… 底部材
- 2 6 …… 端部

10

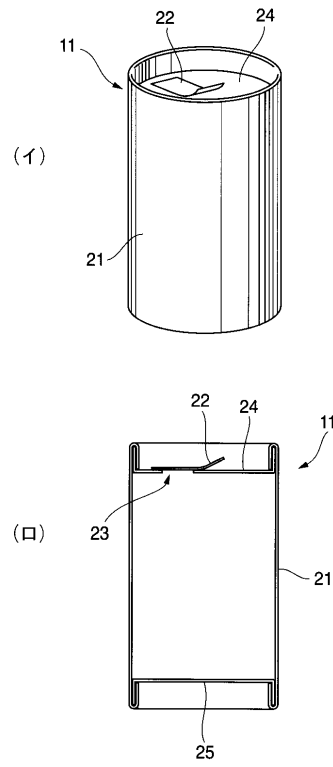
20

30

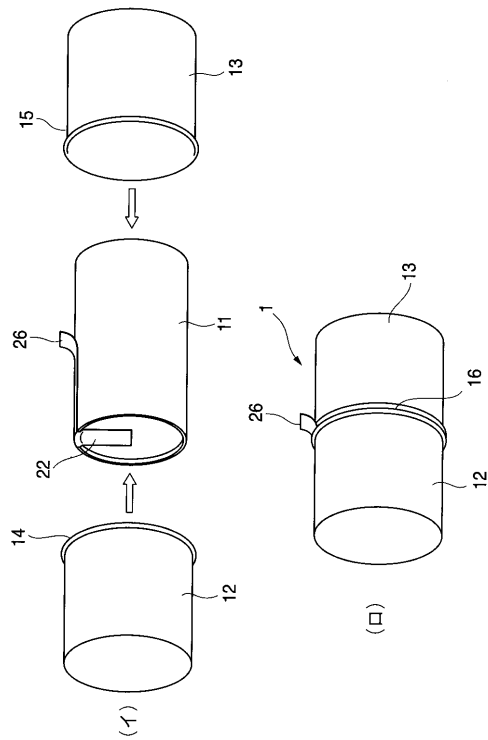
【 図 1 】



【 図 2 】



【 図 3 】



フロントページの続き

(58)調査した分野(Int.Cl. , DB名)

B65D 25/20

B65D 3/00

B65D 51/18

B65D 53/08